資料2

特定小売商業施設の新設の届出に係る条例等の手続き

まちづくりの視点　商業まちづくり推進条例

R3.7.30　新設届出書の提出

R3.8.24まで　周辺市町村の指定申請（なし）

（R3. 10. 5～6　設置者が説明会を開催）

【関係市町村の状況】
立地　伊達市
隣接　福島市、相馬市、桑折町
国見町、川俣町、飯舘村
周辺　なし（指定申請なし）

R3.10.28　諮　問

R3.10.28～R4.2まで（複数回）　福島県商業まちづくり審議会での審議

R3.11.9まで　関係市町村からの意見提出
R3.11.10まで　関係市町村の住民等の意見提出

答　申

届出日から7か月以内（2/28まで）　県の意見（立地の適否）

【県意見の有無による対応】
意見なし ⇒手続き終了
意見あり ⇒対応報告が必要

県意見ありの場合　県の意見に対する対応及びその理由の報告

○ 対応報告日の翌日から2か月後、**工事着手制限を解除。**

勧告（対応が不十分な場合）

条例に基づく手続き終了後
大店立地法の新設届出を提出

生活環境保持の視点　大規模小売店舗立地法

新設届出書の提出

法に基づく手続き

届出日から8か月以内　県の意見（生活環境※への配慮）

※交通、騒音、廃棄物等